

## 平成 30 年度第 33 回人事委員会 会議結果<概要>

### 1 日 時

平成 31 年 3 月 27 日（水）午後 1 時 30 分～午後 2 時 40 分

### 2 場 所

人事委員会 審理室（新宿モノリス 25 階）

### 3 出席者

（委 員）青山委員長、山極委員、山崎委員

（事務局）砥出事務局長、矢岡任用公平部長、田中試験部長、神山審査担当部長、船川総務課長、田近任用給与課長、柴田審査課長、白濱試験課長、森山研究調査課長、高木審査担当課長、矢部審査専門課長

### 4 議 事

#### < 議 案 >

第 68 号議案 平成 31 年度労働基準監督業務の実施計画について

第 69 号議案 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について

第 70 号議案 勤務条件についての措置の要求について

第 71 号議案 勤務条件についての措置の要求について

第 72 号議案 勤務条件についての措置の要求について

第 73 号議案 勤務条件についての措置の要求について

第 74 号議案 勤務条件についての措置の要求について

第 75 号議案 勤務条件についての措置の要求について

第 76 号議案 勤務条件についての措置の要求について

#### < 報 告 >

報告第 33 号 平成 30 年度実施の労働基準法等に基づく定期監督等の改善状況について（知事部局等、都立学校、警視庁、東京消防庁）

## 第68号議案 平成31年度労働基準監督業務の実施計画について

標記議案について、事務局から説明した。

委員より、労働基準監督業務に従事する職員数及び監督の対象となる職員数について確認があり、事務局から、従事する事務局の職員は2人であり、監督の対象となる職員は、一般職非常勤職員を含めて約10万4千人である旨、説明した。

委員より、夏季休暇について質疑があり、事務局から、期間は原則として、7月から9月末までで、5日間自由に取ることができる旨、説明した。

委員より、書面調査の結果が人事委員会勧告にどのように使われるのかとの質疑があり、事務局から、調査結果を直接載せるわけではなく、調査結果や改善の状況等を踏まえて、意見の参考資料としている旨、回答した。

委員より、調査における管理職の実績について質疑があり、年次有給休暇や夏季休暇の取得日数については管理職も含まれるが、超過勤務については、労働基準法の対象外であるので含まれない旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

## 第69号議案 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について

標記議案について、事務局から、初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について、部長級の職の変化に伴い規定整備を行う旨、説明した。

委員より、部長級の号給の設定の考え方について質問があり、事務局から、本庁と出先による違い等に応じて判断している旨、回答した。

委員より、総務部長以外で職務区分1である職について質問があり、事務局から、総務局人事部長等の職がある旨、回答した。

委員より、今回改正される区分の職について質問があり、事務局から、ライン部長である旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

〈以下、非公開案件〉

- |          |   |
|----------|---|
| 第 70 号議案 | 勤務条件についての措置の要求について  |
| 第 71 号議案 | 勤務条件についての措置の要求について  |
| 第 72 号議案 | 勤務条件についての措置の要求について  |
| 第 73 号議案 | 勤務条件についての措置の要求について  |
| 第 74 号議案 | 勤務条件についての措置の要求について  |
| 第 75 号議案 | 勤務条件についての措置の要求について  |
| 第 75 号議案 | 勤務条件についての措置の要求について  |
| 報告第 33 号 | 平成 30 年度実施の労働基準法等に基づく定期監督等の改善状況について（知事部局等、都立学校、警視庁、東京消防庁） |

次回開催日程について

次回委員会は、平成 31 年 4 月 17 日（水）午前 10 時から開催することとした。